○環境省令第二十四号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第十五条第三項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第六項に規定する権限（同条第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）

イ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第六号イからチまでに掲げる行為

ロ　国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第七号イからヘまでに掲げる行為

ハ　国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第八号イからハまでに掲げる行為

ニ　国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第三十三条第一項の届出を要する行為

ホ　法第四条第六項第二号から第四号までに掲げる行為

二　法第十二条第二項に規定する権限

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○環境省令第二十五号

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第九項第四号及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第十項第四号の規定に基づき、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十七号の十五中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百三十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第六項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じたので、その旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を同条第七項により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月三十日

総務大臣　川端　達夫

政党交付金の返還命令

政党の名称	政党交付金の返還命令額
みんなの党	113,481円

（理由）政党助成法第33条第２項第２号に規定する残余があるため。

○農林水産省告示第千八百九十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第一項、第十五条第三項、第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同法第三条第四項（同法第九条第四項及び第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項及び第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三七・〇〇

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七〇、七五一円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、一三一円）

四　異性化糖調整率　百分の一五・〇〇

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二六、四一七円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二六、四一七円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）

六　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき四九〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　二三円）

○農林水産省告示第千八百九十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、平成二十三でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同法第二十六条第三項及び第三十一条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四五、九四〇円

二　指定でん粉等調整率　百分の五・六四七

○農林水産省告示第千八百九十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項の規定に基づき、平成二十三砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一三、四四二円